

1 次の文章は、「学校給食衛生管理基準」(平成21年4月 文部科学省)第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準からの抜粋である。次の各問いに答えなさい。

(4) 調理過程

(中略)

④食品の適切な温度管理等

- 一 調理作業時においては、調理室内の温度及び【 A 】を確認し、その記録を行うこと。また、【 B 】を行うこと。
- 二 原材料の適切な温度管理を行い、鮮度を保つこと。また、冷蔵保管及び冷凍保管する必要のある食品は【 C 】しないこと。
- 三 (①) 調理後冷却する必要のある食品については、冷却機等を用いて温度を下げ、調理用冷蔵庫で保管し、食中毒菌等の発育至適温度帯の時間を可能な限り短くすること。また、(①) 終了時、冷却開始時及び冷却終了時の温度及び時間を記録すること。
- 四 配送及び(②)に当たっては、必要に応じて保温食缶及び保冷食缶若しくは蓄冷材等を使用し、温度管理を行うこと。
- 五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後【 D 】時間以内に給食できるよう努めること。また、(②)の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場(③)時及び受配校(④)時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。
- 六 (①) 調理食品にトッピングする(⑤) 調理食品は、衛生的に保管し、トッピングする時期は給食までの時間が極力短くなるようにすること。

(1) 空欄(①)～(⑤)に当てはまる適当な語句を、次のア～コからそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。

- ア 保存 イ 運送 ウ 解凍 エ 冷蔵 オ 搬出
 カ 加熱 キ 配食 ク 搬入 ケ 非加熱 コ 水冷

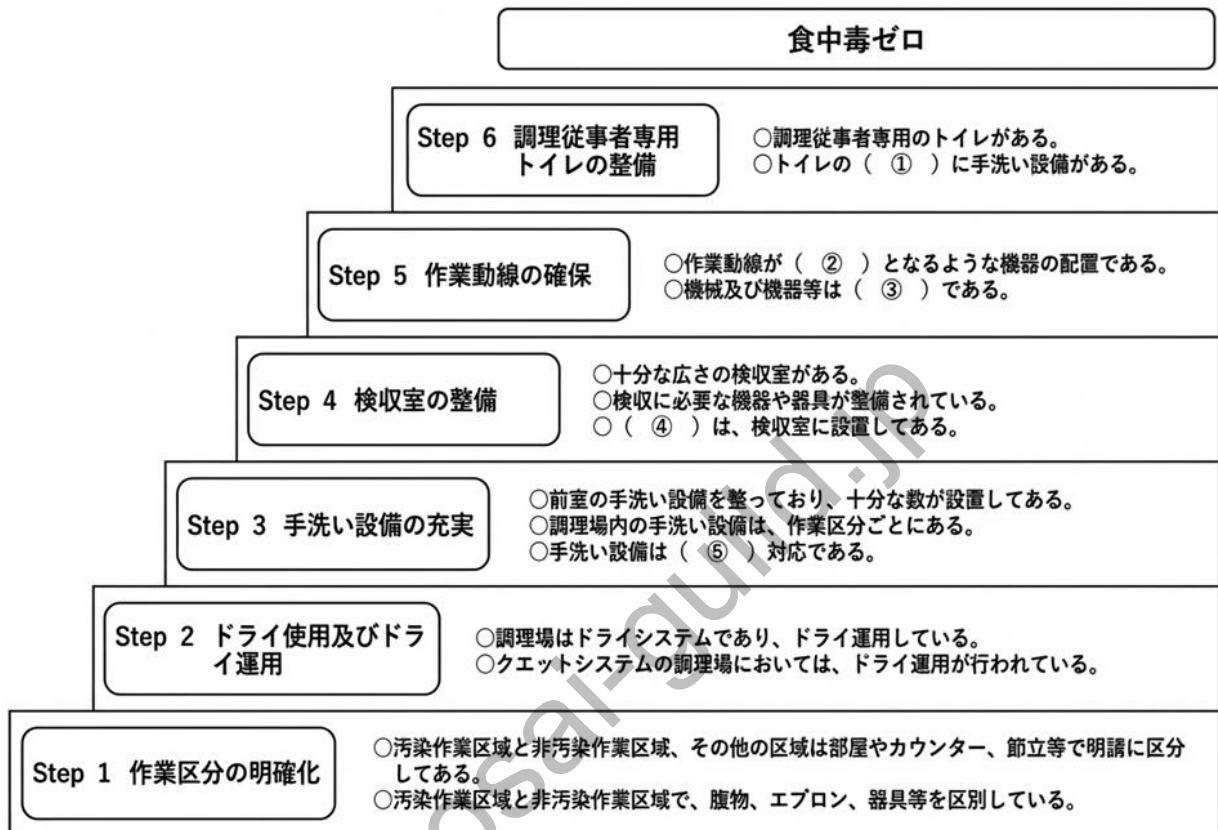
(2) 空欄【 A 】～【 D 】に当てはまる適当な数字又は語句をそれぞれ答えなさい。

(3) 次の表は、「別紙 学校給食祥食品の原材料、製品等の保存基準」の一部である。空欄(①)～(⑤)に当てはまる数字を、それぞれ答えなさい。

食品名	保存温度
牛乳	(①)℃以下
麺実類	(②)℃以下
鮮魚介	(③)℃以下
食肉	(④)℃以下
生鮮果実・野菜類	(⑤)℃前後

2 「学校給食調理従事者研修マニュアル」(平成24年3月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課)に示された内容について、次の各問いに答えなさい。

(1) 次の図は、第6章 衛生管理を充実させるための手順 に示された「衛生管理を充実させるためのステップ表」の抜粋である。空欄(①)～(⑤)に当てはまる語句を、下のア～シからそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。



- | | | | | |
|-----------|---------|-------|--------|---------|
| ア 固定式 | イ スライサー | ウ 双方向 | エ 温水 | オ 可動式 |
| カ 個室外 | キ 前室 | ク 個室内 | ケ 一方方向 | コ 球根皮剥機 |
| サ 保存食用冷蔵庫 | シ 自動 | | | |

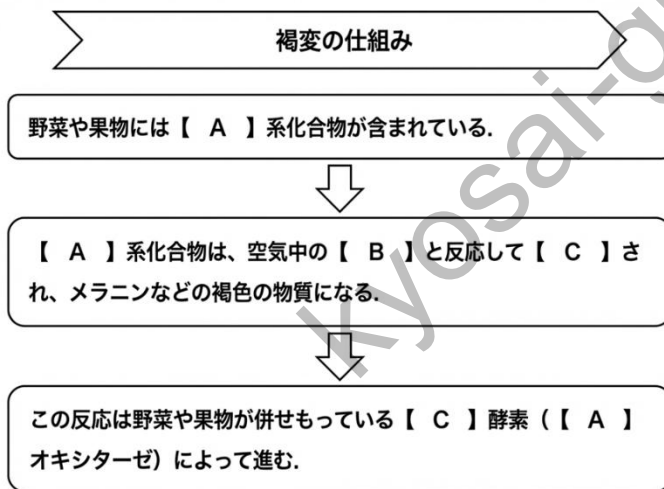
(2) 手洗い設備での手洗いでは、液体石けんを用いなければならない理由を2つ答えなさい。

3 次の①～⑥の文章は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂 公益財団法人日本学校保健会）に示された「管理指導表活用のポイント」の内容である。内容が正しいものを○，誤っているものを×としてそれぞれ答えなさい。

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒等を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ② 保護者が、管理指導表を記入し学校に提出する。
- ③ 学校は、管理指導表に基づき、保護者の要望のみを伺い取組を実施する。
- ④ 学校は提出された管理指導表を、緊急時に管理職と養護教諭及び栄養教諭のみが閲覧できる状態で一括して管理するとともに、個人情報の取り扱いに留意する。
- ⑤ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年保護者に提出を求める。
- ⑥ 食物アレルギーの児童生徒等に対する給食での取組などが必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、管理指導表を総合的に活用する。その際には、血液検査の結果の提出を必須とすることができる。

4 「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成23年3月 文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課）に示された内容について、次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の図は、野菜や果物の褐変の仕組みについてまとめたものである。空欄【 A 】～【 C 】に当てはまる適当な語句をそれぞれ答えなさい。



- (2) 次の①～③の文は、野菜や果物の褐変を防ぐ方法について述べたものである。それぞれの具体的な方法として、最も適切なものを、下のア～ウから1つずつ選び、記号で答えなさい。

- ① 野菜や果物を pH3 以下に保つ。
 - ② 褐変を起こす酵素の働きを阻害する。
 - ③ 空気中の酵素を遮断する。
- ア 水につける イ 食塩水につける ウ 酢水につける

(3) 鉄釜で「炒める」、「煮る」などすると、黒ずむ食品を、次のア～オからすべて選び、記号で答えなさい。

- ア にんじん イ なす ウ ごぼう エ たまねぎ オ オクラ

5 次の表は、「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」（文部科学省）に記載されている「ほうれんそう」についての抜粋である。次の各問いに答えなさい。

ほうれんそう（可食部 100g当たり）

	カリウム (mg)	ビタミンC (mg)
葉 通年平均 生	690	35
葉 通年平均 ゆで	490	19

- (1) 「ゆで」による重量変化率が70%の「ほうれんそう」について、調理前の可食部重量が80gのとき、ゆでる前とゆでた後のカリウム量 (mg) とビタミンC量 (mg) をそれぞれ求めなさい。なお、小数点以下は四捨五入すること。
- (2) (1) の計算結果から、考察できることを答えなさい。

kyosai-guild.jp

6 次の文章は「食育基本法」(平成17年法律第63号)からの抜粋である。空欄(①)~(⑨)に当てはまる語句として適当なものを、下のア~ツからそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。また、空欄【A】・【B】に当てはまる語句をそれぞれ答えなさい。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する(①)及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念ののっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に(②)するよう努めるものとする。

(中略)

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を(③)に促進することにより子どもの健全な食生活の(④)及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい(⑤)の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての(⑥)の啓発その他の食育に関する(⑦)の整備、学校、保育所等又は【A】の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる(⑧)等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な【B】を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の(⑨)又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

- | | | | | |
|--------|------|-------|-------|--------|
| ア 家庭科 | イ 意識 | ウ 痩身 | エ 農場 | オ 学校行事 |
| カ 指導体制 | キ 協力 | ク 効果的 | ケ 実現 | コ 栄養教諭 |
| サ 教職員 | シ 関心 | ス 継続的 | セ 高血圧 | ソ 形成 |
| タ 積極的 | チ 情報 | ツ 参加 | | |

7 次の各文章は、「学校給食法」(昭和29年法律第160号)からの抜粋である。空欄(①)～(⑧)に当てはまる語句として適当なものを、下のア～ナからそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。また、空欄【A】～【C】に当てはまる適当な語句をそれぞれ答えなさい。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な【A】を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の(①)及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる【A】を培い、及び望ましい(②)を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい(③)及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が(④)の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、(⑤)及び(④)を尊重する精神並びに(⑥)に寄与する(⑦)を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、(⑧)を重んずる(⑦)を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた【B】な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び【C】について、正しい理解に導くこと。

- | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-------|
| ア 成長 | イ 知識 | ウ 生活習慣 | エ 態度 | オ 勤労 |
| カ 食習慣 | キ 思考 | ク 社会性 | ケ 環境整備 | コ 生命 |
| サ 環境の保全 | シ 普及充実 | ス 自然 | セ 感謝の心 | ソ 社交性 |
| ナ 生産者 | | | | |

8 「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」(平成29年3月 文部科学省)に示された内容について、次の各問いに答えなさい。

- (1) 次の文章は、Ⅲ 評価《CHECK》 I 評価の考え方 からの抜粋である。空欄(①)～(⑤)に当てはまる語句として最も適当なものを、下のア～コからそれぞれ1つずつ選び、記号で答えなさい。また、空欄【A】～【C】に当てはまる適当な語句を答えなさい。

基本的な考え方

食育推進の成果や栄養教諭の配置効果などを明確にすることが大切であるため、(①)に設定した指標に基づき、取組状況や取組の成果などについて、活動指標(アウトプット)や、成果指標(【A】)を用いて、【B】を行います。そして、取組状況の評価と取組の成果の関連等について検討し、食育の成果と(②)を把握します。

その際、栄養教諭は、学級担任や養護教諭などと連携を図るとともに、食育推進組織により、組織的な対応を行います。また、評価項目によっては、必要に応じて【C】や学校関係者に評価に関する協力を依頼することも考えられます。

なお、取組に対してすぐに成果が(③)ものもあるので、(④)な視点での成果を検討する必要があるものについては、(⑤)な取組と評価を行うことが大切です。

ア 長期的 イ 継続的 ウ 積極的 エ 計画策定時 オ 得られる
カ 課題 キ 得られない ク 目的 ケ 短期的 コ 取組結果

(2) 次の①～⑥の文は、食育の評価における「活動指標」と「成果指標」の例を示したものである。内容が正しいものを○、誤っているものを×としてそれぞれ答えなさい。

- ① 「栄養教諭を中心として、家庭や地域、生産者等と連携を図った給食管理ができたか」は成果指標である。
- ② 「食習慣の状況(朝食の摂取、食事の内容等)」は成果指標である。
- ③ 「教科等の学習内容に『食育の視点』を位置付けることができたか」は活動指標である。
- ④ 「栄養教諭と教職員の連携のもと給食管理が行われているか」は成果指標である。
- ⑤ 「偏食傾向、肥満傾向、過度の痩身等の児童生徒に適切な指導ができたか」は成果指標である。
- ⑥ 「学校給食での栄養摂取状況」は活動指標である。

9 次の文章は、「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」（平成31年3月 文部科学省）第1章 学校における食育の推進の必要性 第6節 学校における食育の推進 1 食に関する指導の目標 からの抜粋である。下の各問いに答えなさい。

各学校における食に関する指導の目標は、学校教育目標に基づき児童生徒や学校・家庭・地域の実態、国・都道府県・市区町村の食に関する指導の目標や食育推進計画を考慮した上で独自に設定し、各教科等において指導を行います。その際、「()」「()」「()」「()」「()」「()」の六つの視点に基づいて具体的な目標を設定することが重要です。

- (1) 下線部の空欄()に当てはまる「六つの視点」をすべて答えなさい。
- (2) 次の①～③の文は、下線部の「六つの視点」に関わる資質・能力の例示である。それぞれの例示に当てはまる資質・能力を下のア～ウから1つずつ選び、記号で答えなさい。
- ① 食事が大切なコミュニケーションの場であることを理解し、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ② 自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、食品ロスの視点も含めて環境や資源に配慮した食生活を実践するために何が必要かを考えることができるようにする。
- ③ 自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理があることや、日常の食事は、地域の農林水産物と関連していることを理解できるようにする。
- ア 知識・技能 イ 思考力・判断力・表現力等 ウ 学びに向かう力・人間性等

10 「令和5年度 食育推進施策（食育白書）」（令和6年6月7日公表 農林水産省）の内容について、次の各問いに答えなさい。

（1） 次の各文章は、第2部 食育推進施策の具体的取組 からの抜粋である。下線部①～⑤のうち記載内容が正しいものの組合せを下のア～オから1つ選び、記号で答えなさい。

第1章 家庭における食育の推進

文部科学省が小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した令和5（2023）年度「全国学力・学習状況調査」によると、毎日、同じくらいの時刻に起きていない（「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）小学生の割合は9.4%、中学生の割合は8.3%、毎日、同じくらいの時刻に寝ていない（「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）小学生の割合は19.0%、中学生の割合は21.8%でした。また、朝食を欠食することがある（「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）①小学生の割合は4.6%、中学生の割合は5.8%と、一定割合を占めていました。

（中略）

第2章 学校、保育所等における食育の推進

第2節 学校給食の充実

2 地場産物等の活用の推進

学校給食に地場産物を活用し食に関する指導の教材として用いることにより、子供がより身近に、実感を持って地域の食や食文化等について理解を深め、食料の生産、流通に関わる人々に感謝の気持ちを抱くことができます。

（中略）

第4次食育推進基本計画では、生産者や学校給食関係者の努力を適切に反映するとともに、地域への貢献等の観点から、算出方法を②食材数ベースから金額ベースに見直し、その割合を現状値（令和元（2019）年度）から維持・向上した都道府県の割合を③80%以上とすることを目指すこととされました。また、子供たちへの教育の観点から、新たに栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の取組（学校給食の時間を使った直接の指導の取組、校内放送や学級担任への資料提供等による指導の取組等）を増やすことを目標としました。令和5（2023）年度は、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数は月12.4回でした。

令和5（2023）年度の学校給食における地場産物、国産食材の使用割合の全国平均は、金額ベースでそれぞれ④55.4%、88.6%となっています。

（中略）

第5章 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第2節 食の循環や環境に配慮した食育の推進

3 食品ロス削減に向けた国民運動の展開

我が国では、食料、飼料等の生産資材の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスが、令和3（2021）年度の推計で523万トン発生しています。内訳は、事業系で279万トン、家庭系で244万トンとなっており、国民一人当たりの量で見ると年間約⑤4.2kgの食品ロスが発生している状況です。

- ア ①・②・③
- イ ②・④・⑤
- ウ ①・③・④
- エ ①・②・⑤
- オ ③・④・⑤

- (2) 生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品について、「食品関連事業者や生産現場等からの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する活動」を何と呼ぶか答えなさい。

kyosai-guild.jp

1

(1)	①	カ	②	キ	③	オ	④	ク
	⑤	ケ						
(2)	A	湿度	B	換気	C	常温放置	D	2
(3)	①	10	②	15	③	5	④	10
	⑤	10						

2

(1)	①	ク	②	ケ	③	オ	④	コ
	⑤	エ						
(2)	複数の人が使用することにより、手に他の人の汚れが付着する可能性があるため濡れたままにしておくと、カビや細菌が増殖するため。							

3

①	○	②	×	③	×	④	×
⑤	○	⑥	×				

4

(1)	A	ポリフェノール	B	酸素	C	酸化
(2)	①	ウ	②	イ	③	ア
(3)	イ・ウ・オ					

5

(1)	カリウム	量	ゆでる前	552mg	ゆでた後	274mg
	ビタミンC	量	ゆでる前	28mg	ゆでた後	11mg
(2)	カリウムやビタミンC量はゆでると約半分に減少する。					

6

①	シ	②	キ	③	ク	④	ケ	⑤	サ
⑥	イ	⑦	カ	⑧	エ	⑨	ウ		

7

①	シ	②	カ	③	ソ	④	ス
⑤	コ	⑥	サ	⑦	エ	⑧	オ
A	判断力	B	伝統的	C	消費		

8

(1)	①	エ	②	カ	③	キ	④	ア
	⑤	イ	A	アウトカム	B	振り返り	C	保護者
(2)	①	×	②	○	③	○	④	×
	⑤	×	⑥	×				

9

(1)	①	食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力		
		感謝の心	社会性	食文化		
(2)	①	ウ	②	イ	③	ア

10

(1) イ (2) フードバンク

kyosai-guild.jp